

申請にあたって（必ずお読みください）

SOKENDAI 学生緊急支援事業は、学生又は学資負担者の被災、会社都合による失職・破産等、疾病、学資負担者の死亡等により、家計が急変し経済的に学業の継続が困難な状態に陥った学生に対し、支援金を支給する制度です。本支援金は、総研大基金への尊いご寄附をもとにしています。

本支援金の支給を希望する学生は、以下の要項を確認の上、申請してください。

1. 支給額

1回の申請につき20万円を上限とし、査定の上で支給します。

2. 支給要件

原則として、本学在学中に、本人又は学資負担者の被災、会社都合による失職・破産等、疾病、学資負担者の死亡等により、家計が急変し経済的に学業の継続が困難な状態に陥った学生（正規生に限る）に支給します。

3. 支給手続き

（1）支援金の支給を希望する学生は、支援金申請書に家計が急変したことを証明できる書類を添え、主任指導教員の承認を得た上で、コース事務に提出してください。なお、家計急変の事由発生後3カ月を過ぎた申請は認められません。また、次のいずれかに該当する学生の申請は認められません。

- ①休学中の場合
- ②懲戒処分を受けている期間中の場合
- ③SOKENDAI 特別研究員
- ④国費留学生
- ⑤日本学術振興会特別研究員（DC1、DC2）
- ⑥その他、受給学生としてふさわしくない事実が認められるとき

（2）学長が申請内容を確認し、支援の必要性が高いと認めたものに支援金を支給します。申請内容によっては支給が認められない場合や、支給額が申請額から減額される場合があります。

（3）受給学生名義の預金口座に、大学から送金します。

（4）支援金の支給回数は、同一の学生につき在学中2回までとします。

4. 支援金の返納

本支援金の申請に際し、虚偽の申請を行ったと認められる事実があったときは、支援金の全部又は一部を返納いただきます。

5. 問い合わせ先

総合研究大学院大学 総合企画課 広報社会連携係

TEL: 046-858-1629

E-Mail: kouhou1@ml.soken.ac.jp